

別添

「会計システムに係る機器の賃貸借及び保守業務」に係る一般競争入札

入札説明資料

平成26年12月12日

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

I	入札説明書	1
II	入札心得	7
III	貸貸借等契約書(案)	1 1
IV	仕様書	1 8
V	入札書	2 7

I 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（平成26年12月12日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名：会計システムに係る機器の賃貸借及び保守業務
- (2) 仕様等：「IV 仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間：賃貸借及び保守業務ともに
平成27年3月1日から平成31年12月31日まで（58箇月）
- (4) 納入場所：東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階及び
11階
独立行政法人農林漁業信用基金
総務部経理総括課及び経理業務課

2 担当部署

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金 総務部経理総括課（担当者：関）

電話 03-3294-4482

FAX 03-3294-3140

メールアドレス keiri@affcf.com

3 参加資格

- (1) 次のアからウに該当しない者であること。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
 - ウ 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）又はその関係者と認められる者。
- (2) 次のアからクの一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させない。また、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- キ 一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者。
- ク 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行った者。

4 必要とする要件

「IV 仕様書」のすべての事項を満たすこと。

5 入札参加資格審査手続

(1) 入札説明書等の交付期間

平成26年12月12日（金）から平成26年12月26日（金）15時

土日祝祭日を除く平日10時から17時まで（12時から13時を除く）、上記2の担当部署で配布する。なお、当信用基金ホームページの契約関連情報（<http://www.affcf.com/procurement/index.html>）にて入札公告、入札説明書等入札に関わる各種書類を公表している。

(2) 申請書類等の提出方法等

ア 本件入札の参加希望者は、一般競争参加資格審査申請書その他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに下記の申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

イ 申請書類

(ア) 一般競争参加資格審査申請書（様式1）

(イ) 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

【全省庁統一資格を有しない場合】

- a 一般競争参加資格審査申請書（様式1－（2）～（4））
- b 営業経歴書
- c 登記簿謄本（法人の場合）
- d 財務諸表類
- e 納税証明書の写し

(ウ) 委任状（代理人を選出する場合）（様式の指定なし）

(エ) 第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送

付先を明記し、返信用切手を添付のこと。)

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出方法

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

オ 提出期限

平成26年12月26日（金）17時

カ 受付時間

土日祝祭日を除く平日10時から17時（12時から13時を除く）

キ 提出先

上記2の担当部署

ク 提出された申請書類の取扱について

（ア）作成費用は、参加希望者の負担とする。

（イ）申請書類は、返却しない。

6 競争参加資格審査結果の通知

（1）通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争入札参加資格認定通知書」により通知する。

（2）参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

（3）結果通知日

競争入札参加資格認定通知書は、平成27年1月6日（火）までに発送する。

7 入札説明書等に対する質問

（1）質問の方法

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

（2）電子メールアドレス

メールアドレス keiri@affcf.com

（3）質問の受付期限

平成26年12月19日（金）17時

（4）質問に対する回答は原則として当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、軽佻な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答

する。

- (5) 書類の内容等の変更（例：契約書の修正）があった場合、当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで公表する。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 委任状を提出していない代理人による入札
- (3) 記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 入札の目的に示された要件と異なった入札
- (6) 条件が付された入札
- (7) 入札書を2通以上投入した者の入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、信用基金の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき

9 入札執行手続

上記6（1）の通知により資格があると認められた者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

- (1) 入札日時
平成27年1月14日（水）11時
入札は期日入札とし、入札が終了次第、開札を行うこととする。
- (2) 入札場所
〒101-8506
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第三会議室
- (3) 提出するもの
ア 入札書
イ 競争入札参加資格認定通知書（信用基金より通知した原本を持参すること）
- (4) 入札の方法
入札書及び競争入札参加資格認定通知書を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。
- (5) 入札書の記載方法

入札金額については、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。)とする。

- (6) 入札手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (7) 入札保証金及び契約保証金
全額免除する。
- (8) 開札の日時・場所
日時：平成27年1月14日(水) 入札終了後
場所：独立行政法人農林漁業信用基金 第三会議室(コープビル11階)
- (9) 開札
開札は、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (10) 落札者の決定方法
開札の結果、前項に規定する無効の入札を除き、予定価格の制限範囲で、最低の価格による入札をした者を落札者とする。
なお、予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うこととする。

10 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書の作成
 - ア 作成した契約書は、各自1通を保管する。
 - イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
 - ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

11 その他

入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとするため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただくため、ご了解願いたい。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけでない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得るので、ご了解願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名。

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

Ⅱ 入札心得

(趣旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

- 2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。
- 3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

- 2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を事前に提出しなければならない。

(代理人の制限)

第7条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
- (8) 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行った者

(入札の取り止め等)

第8条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 委任状を提出していない代理人による入札
- (3) 記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 入札の目的に示された要件と異なった入札
- (6) 条件が付された入札
- (7) 入札書を2通以上投入した者の入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第10条 開札には、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立合わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第11条 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約にあっては、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 請負契約のうち、測量業務、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(3) 請負契約のうち、地質調査業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(4) その他の請負契約にあっては、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第12条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。

3 前項の規定による調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

(再度入札)

第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

(同価又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

第14条 最低価格落札方式にあっては、落札となるべき最低価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあっては、同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第15条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。

2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第16条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第17条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

Ⅲ 賃貸借等契約書(案)

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇（以下「乙」という。）と、〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇（以下「丙」という。）とは、会計システムに係る機器(サーバー式1台、クライアントパソコン一式4台、プリンター式2台、ソフトウェア)の賃貸借及び保守業務に関して次のとおり契約を締結する。

1. 業務件名 会計システムに係る機器の賃貸借及び保守業務
2. 品名・数量等 「Ⅳ 仕様書」のとおり
3. 設置場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階及び11階
独立行政法人農林漁業信用基金
4. 契約金額 賃貸借料 月額 〇〇〇〇〇円（詳細は別紙のとおり）
（うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇〇円）
保守料 月額 〇〇〇〇〇円（詳細は別紙のとおり）
（うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇〇円）
5. 契約期間 賃貸借 平成27年3月1日から平成31年12月31日まで
保守業務 平成27年3月1日から平成31年12月31日まで
6. 契約保証金 免除

契 約 条 項

（契約の目的）

第1条 乙は丙をして、この契約に定める条件に従い、会計システムに係る機器（以下「契約物品」という。）を甲に賃貸させ、適切な操作方法を指導するとともに、契約物品に係る機器が常時正常な状態で使用できるよう保守を行うものとし、甲はその対価として機器の賃貸借料については丙に、保守料については乙に支払うものとする。

2 乙は、責任をもって丙をして甲に契約物品を賃借させるものとし、丙が債務を履行しないときは、乙自ら当該債務を履行するものとする。

（代金の支払）

第2条 賃貸借料について、丙は甲が契約物品を契約期間における使用した月の翌月に、頭書4に定める月額賃貸借料を請求書をもって請求するものとする。

2 保守料について、乙は甲が機器類を契約期間における使用した月の翌月に、頭書4に

定める月額保守料を請求書をもって請求するものとする。

- 3 契約金額のうち消費税額は、将来において消費税等の税率が変更された場合は、税率の変更の施行と同時に、当該変更後の税率に基づき、増額または減額されるものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項の請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に月額賃借料を丙に、月額保守料を乙に支払わなければならない。
- 5 月額賃借料の計算は、月の初日から末日までとするが、借入期間に1か月未満の端数を生じた場合は、次式により算出した額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{月額賃借料} \div \text{当該月の暦日数} \times \text{当該月の使用日数} = \text{当該月の賃借料}$$

（遅延利息）

- 第3条 甲が約定期間内に月額代金を支払わないときは、その翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息を、乙及び丙は甲に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の遅延利息の額が100円未満であるときは支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約内容の変更等）

- 第4条 甲は、甲の必要により契約内容を変更し、又は一時中止若しくは停止をすることができる。この場合、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（契約物品の保守）

- 第5条 乙は、別紙仕様書に定めるほか、契約物品の正常な運転を保持するため、乙の自己の責任と費用負担において、契約物品の調整・修理・物品の交換を行い、また、契約物品が正常に動作しない事態等が発生した場合は、甲の請求により直ちに乙及び乙の指定する技術者による修理調整等に着手し、甲の業務に支障のないよう可及的速やかに回復させなければならないものとする。

（契約物品の操作指導）

- 第6条 乙は、契約物品の操作を円滑にするため、甲に対し適切な操作方法の指導を無償で行うものとする。

（契約物品の移転・取替・改造等）

- 第7条 甲が、契約物品の設置場所の移転、取り替え若しくは改造を行い、又は契約物品に他の機械器具の取り付けを行う場合は、あらかじめ乙及び丙の承諾を得るものとする。

（契約物品の所有権）

- 第8条 契約物品の所有権は丙に属し、甲は善良なる管理者の注意義務をもって使用・管

理しなければならない。

- 2 甲は、契約物品が丙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、契約物品の現状を変更するような行為をしてはならない。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部について、解除することができる。この場合、乙又は丙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 天災地変、その他乙又は丙の責に帰すことのできない事由により、乙又は丙が解約を申し出たとき。
- (2) 乙又は丙が正当な理由がなく、契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙又は丙がこの契約に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (4) この契約の履行について、乙又は丙に不正の行為があったとき。
- (5) 乙又は丙（乙又は丙の代表者等を含む。）が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）又はその関係者と認められる者であることが判明したとき。
- (6) 乙又は丙が、解約を申し出たとき。

- 2 甲は、前項第2号から第6号までに掲げる理由により、契約を解除するときは、違約金として契約金額から履行完了部分に相応する金額を控除した額の100分の10に相当する金額を、乙又は丙に請求することができる。

- 3 月の中途において解除するときは、当該月の既済部分並びに違約金の期間算出については、第2条第5項の規定を準用する。

- 4 甲は、第1項各号以外の事由により必要があるときは、30日前に文書をもって協議することによりこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、これによって生じた乙及び丙の損害を賠償しなければならない。その損害額は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。ただし、乙及び丙の同意を得て解除したときはこの限りではない。

(反社会勢力の排除)

第10条 乙及び丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている

と認められる者と関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。

2 乙及び丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。

(5) その他前号に準ずる行為。

3 甲は、乙及び丙が前項各号に違反した場合、何らかの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。

4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙及び丙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(契約物品の返還)

第11条 甲は、契約の履行終了又は解除によって契約物品を丙に返還する場合において、契約物品に改造又は他の機械器具の取り付けを行っているときは、原状に復して返還するものとする。

2 契約物品の返還に要する荷造り及び運送等の一切の撤去費用は、丙が負担するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第12条 乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(賠償金等の徴収)

第13条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5.0%の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額と

を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から、その期限の日の翌日から支払の日までの日数につき、年5.0%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、またその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第14条 甲が故意又は重大な過失によって契約物品に損害を与えた場合、乙又は丙は、その賠償を甲に対して請求することができる。

(再委託の制限及び承認手続)

第15条 乙又は丙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙又は丙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所及び氏名、再委託先の業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。
- 3 乙又は丙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）についてその内容を変更する必要があるときは、前項の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙又は丙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届けなければならない。
- 5 乙又は丙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届けなければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙又は丙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

(秘密の保持)

第16条 乙及び丙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(紛争の解決)

第17条 この契約書の各条項において甲、乙及び丙が協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して甲、乙及び丙の間に紛争が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議のうえ、第三者を選定してそのあっせんにより解決するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(その他)

第19条 甲、乙及び丙は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年〇〇月〇〇日

甲 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル
独立行政法人農林漁業信用基金
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

乙 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

丙 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

別紙

契約金額内訳

(単位:円)

品名	数量	月額(税抜き)①	①に係る消費税②	計③=(①+②)	月額③×58箇月	備考
サーバ	一式 1台					
クライアントパソコン	一式 4台					
プリンタ	一式 2台					
ソフトウェア						
計						
保守料						
総計						

IV 仕様書

1. 件名

会計システムに係る機器の賃貸借及び保守業務

2. 調達物品

- | | | |
|----------------|----|----------------|
| (1) ハードウェア | | } 別紙「仕様明細書」を参照 |
| ① サーバー式 | 1台 | |
| ② クライアントパソコン一式 | 4台 | |
| ③ プリンター式 | 2台 | |
| (2) ソフトウェア | | |
- (3) (1)及び(2)に掲げる調達物品については、以下の性能を満たすハードウェア及びソフトウェアにより構成されており、問題なく動作できる機能を有すること。
- ① 本仕様書に基づく調達物品は、中古品でないこと。
 - ② 市場に流通している製品を改造したものでないこと。
 - ③ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）で調達基準を規定されているハードウェアについては、調達基準を満たしていること。
 - ④ 専用回線（光回線）に接続し、安定して通信できる機能を有すること。
 - ⑤ 障害復旧の際、データ復旧はすべてバックアップデータのリストアで対応できること。

3. 導入形態

導入形態は、入札者からの賃貸借又は入札者が第三者をして物件を貸し付けようとする場合にあっては第三者からの賃貸借とする。

4. 賃貸借及び保守業務契約期間

平成27年3月1日から平成31年12月31日まで（58箇月）

5. 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限 平成27年2月20日（金）
- (2) 納入場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階及び11階
独立行政法人農林漁業信用基金 総務部経理総括課及び経理業務課

6. 調達物品に係る役務

- (1) 基本設定作業
 - ① ハードウェア及びソフトウェアをメーカーの正式なサポートが受けられる状態で設置・インストールし、正常に動作させること。
 - ② 管理者名及び管理者パスワード並びにUSBメモリの使用制限については、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の担当者の指示に従い設定を

行うこと。

- ③ サーバを利用する利用者に関する情報（利用者ID、パスワード等）について、サーバで一元管理及び認証を可能とする設定を行うこと。なお、設定内容については、信用基金の担当者の指示に従うこと。
- ④ サーバ及びクライアントパソコンにウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスの検知を可能にすること。
- ⑤ 停電時に無停電電源装置と連動して、自動的に正常なシャットダウンを行えるよう設定すること。また、運用時間外、日ごとにサーバ再起動を行う機能を整備すること。
- ⑥ 信用基金が使用する経理処理に係る伝票の入力・作成等に関する業務を行うためのシステム（以下「会計システム」という。）及び会計システムに係るデータのバックアップの自動設定等については、信用基金の担当者の指示に従うこと。

(2) 設置作業等

- ① 調達物品の納入場所については、信用基金の担当者の指示に従うこと。
- ② 調達物品については、納入場所への搬入、設置、配線、調整、ネットワークの構築及び既存各装置への接続・調整を行うこと。また、サーバ及びクライアントパソコン一体による会計システムが正常動作する環境構築を目的とするため、責任を持って環境対応を図ること。
- ③ ハードウェアについては、会計システム保守業者による会計システム構築作業を行うため、以下の業務を行うこと。
 - (ア) 納入期限までに信用基金の担当者の指定する場所に仮設置し、動作確認を行うこと。
 - (イ) 会計システム保守業者による会計システム構築作業が終了した後、信用基金の担当者が指定する場所に移設（平成27年3月を予定）すること。
 - (ウ) 移設後、受注者、信用基金の担当者及び会計システム保守業者と共同で動作確認を行うこと。
 - (エ) 仮設置、移設費用については、本業務に含まれるものとする。なお、日程等については、信用基金の担当者の指示に従うこと。
- ④ 会計システム保守業者が遠隔操作による保守作業を行うため、これに必要なルーターの設定及び導通確認を行うこと。なお、事前に信用基金が専用回線（光回線）の新規敷設を実施する。

(3) 作業内容等の提示

納入時の作業日程、体制及び作業内容を信用基金の担当者及び会計システム保守業者に提示し、十分協議を行った上で納入作業を行うこと。なお、納入に当たっては、受注者が必ず立ち会うこと。

(4) 設定資料の作成（紙媒体2部及びCD-ROM（DVD-ROMでも可））

- ① ハードウェア及びソフトウェアのマニュアル
- ② ネットワーク構成図（ネットワーク配線図を含む）
- ③ ハードウェア構成図（ラック構成図及び電源容量を含む）
- ④ ハードウェア設計書（OS、UPS、ウィルス対策ソフト、周辺機器設定書）

- ⑤ サーバ起動／停止手順書
- ⑥ UPS起動／停止手順書
- ⑦ バックアップ手順書
- ⑧ 緊急対応マニュアル

7. 保守業務

保守業務は、2. (1)及び(2)の調達物品から構成されるネットワーク一式の安定稼働を図るために必要な以下の項目とする。

(1) 保守業務の内容

保守業務は、以下のものを想定しているが、担当職員と調整を行い、内容を確定すること。

- ① 以下の(ア)から(エ)について、定期点検を行うこと。

(ア) ハードウェア、OS、ソフトウェアなどの正常動作確認

(イ) CPU、メモリ、ハードディスクなどの使用率確認

(ウ) OS、バックアップログ、ウィルス対策ソフトなどのログ確認

(エ) ウィルス対策ソフトのパターンファイル更新

(注) 定期点検は毎月1回、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く平日9時から17時の間とし、事前に信用基金の担当者に連絡することとする。

なお、定期点検を行うことにより信用基金の事務に支障を来す恐れがある場合には、事前に信用基金の担当者と時間帯を別途協議の上、日時を調整する。

- ② 保守の実施に際して、受付窓口を設置し、平日9時から18時の電話連絡受付対応とする。また、保守の履歴を管理すること。
- ③ ハードウェアの障害について、保守の依頼があったときは、特段の理由がある場合を除き、速やかに正常稼働する状態まで復旧を行うこと。
- ④ ソフトウェアの障害対応、修正情報の提供・更新、販売元への問い合わせを行うこと。
- ⑤ 機器交換等によりやむを得ずハードディスクそのものが交換の対象となる場合の故障した部品内部に保有する磁気情報の取扱いについては、9. (2)を準用する。
- ⑥ 障害発生時は、障害箇所を特定し、原因を除去した上で復旧すること。
- ⑦ 障害復旧後は、設定・接続した上で確認作業を行うこと。

(2) 作業報告

受注者は、本業務に係る点検記録及び作業報告書を作成し、作業終了後、速やかに信用基金の担当者へ提出すること。

(3) その他

- ① 本業務遂行にあたり、信用基金の室内に出入りする時は、事前に信用基金の担当者に連絡し、承認を得た上で作業にあたること。
- ② 本業務を行う作業員は、専任担当者で専門知識を有しかつ習熟しているものが対応すること。
- ③ 万一の故障等が発生した場合には、トラブル発生の連絡から120分以内に信用基金に駆け付けて復旧作業を行うこと。

8. 受注条件

受注者は、以下に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 本仕様書に示す業務を確実に履行できること。
- (2) 品質管理等の体制について、IS09001シリーズの認証を取得していること、又はこれと同水準と認められる品質管理体制を確立していること。
- (3) 情報セキュリティ管理体制について、ISMS認証を取得していること、又はこれと同水準と認められる情報セキュリティ管理体制を確立していること。

9. 撤去作業

- (1) 本契約が期間満了又は契約解除等により終了した時は、受注者の負担で調達物品の撤去を行うこと。なお、賃貸借期間が延長された場合は、延長期間満了後に行うこと。
- (2) 調達物品の撤去を行う際、電磁的記録媒体については、情報漏洩やソフトウェアの二次利用を防ぐため、データ消去ソフトウェア又は消磁装置によりデータを抹消し、若しくは物理的に破壊し、すべての情報を復元困難な状態にした上で、「データ消去証明書」等の報告書類を提出すること。

10. その他

- (1) 調達物品に不足があると判断した場合には、信用基金と協議を行うこと。
- (2) 本仕様書に基づく調達物品については、物品の製造者の如何に関わらず、受注者が最終責任を負うこと。
- (3) 費用には、ハードウェア及びソフトウェアのほか、設置・動作確認作業費、賃貸借期間満了後の調達物品の撤去に要する費用等、本仕様書の要件を満たすために必要なすべての費用を含めること。
- (4) 調達物品の搬入及び搬出にあたっては、他の設備等に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 納入等のスケジュールについては遵守すること。やむを得ず納入等のスケジュールを変更する場合は、信用基金の担当者と別途協議の上、日時を調整すること。
- (6) 調達内容について不明な事項、詳細な事項及び本仕様書に含まれない事項は、信用基金と協議の上、決定すること。決定した事項は、受注者が議事録を作成し、その内容について信用基金に承認を得ること。
- (7) 契約終了時において、調達物品に係る付属品（マニュアル、CD等）については欠落を認めること。
- (8) 信用基金は賃貸借期間満了日の3箇月前までに、書面での意思表示をもって、本仕様書と同等の内容による本契約の延長ができるものとする。延長料金については、毎月の支払額が、本契約における毎月の支払額を超えないものとする。
- (9) 本仕様書に疑義等がある場合は、質問書（任意様式）を作成し提出すること。なお、質問書に対する回答は適宜行う。

以 上

別紙

仕様明細書

- ① サーバー式 (1台)
- ② クライアントパソコン一式 (4台)
- ③ プリンター式 (2台)
- ④ ソフトウェア

① サーバー式（1台）

項 目	内 容	備 考
ラックマウント型サーバ		
外形	2U であること。	19インチサーバラックに収まること。
CPU	インテルXeonプロセッサ E5-2640v3 (2.60GHz)(8コア)相当以上のCPUを 1基搭載すること。	
メモリ	16GB以上搭載すること。	
内蔵HDD	300GB 以上 SASハードディスクを4基以上実装すること。	
SASインターフェース	SASインターフェースに対応していること。	
RAID	RAID6に対応し、ホットスワップに対応していること。	
DVD装置	内蔵DVD-ROMを搭載すること。	
バックアップ装置	内蔵RDX(USB)に対応していること。	
接続インターフェース	10/100/1000Base-t自動認識可能なLANポートを2個以上有すること。	
ラック用コンソールユニット(1Uサイズに下記機器を収容すること)		
ディスプレイサイズ	17インチTFT液晶ディスプレイ以上	
解像度	SXGA:1280×1024ドット以上	
最大表示色	最大1677万色以上	
ポインティングデバイス	USB接続のホイール付2ボタンマウスであること。	
キーボード	JIS準拠日本語キーボードであること。	
無停電電源装置	15分間の停電及び瞬電に耐えられること。また、停電時において正常なシステム停止を行える構成であること。	
保守	メーカーによる5年間オンサイト保守(週5日平日 9:00~17:30) HDDのメーカーへの返却不要	・ラックマウント型サーバ ・ラック用コンソールユニット ・無停電電源装置
19インチサーバラック		
外形	サーバ式(スイッチングHUB及びルータを除く。)が格納できるもの。 外形寸法 600mm(W)以下×1050mm(D)以下であること。(突起物及びスタビライザを含まない。)	13Uから16U
鍵	鍵付きであること。	
放熱性	通気性が良いこと。	
設置等	スタビライザによる耐震処理を行い、ケーブル配線がしやすいケーブル口があること。	
その他		
スイッチングHUB	(接続インターフェース)10/100/1000Base-t自動認識可能なLANポートを8個以上有すること。 (パフォーマンス)スイッチ容量16Gbps以上、MACアドレス登録数が4000以上であること。	
ルータ	NTT東日本<フレッツ・VPNワイド>光回線に対応できること。なお、アドレスは固定とする。5年間の保守契約締結。	Biz Boxルータ 「N1200」相当
外付けHDD	バックアップ用外付けHDD(2TB)×3個	
データカートリッジ	内蔵RDXデータカートリッジ(500GB)×5個	

② クライアントパソコン一式（4台）

項 目	内 容	備 考
デスクトップ型本体		
外形	外形寸法 110mm(W)×400mm(D)×350mm(H) 以下であること。(縦置き用スタンドを含まない。)	
CPU	インテル Core i5 3.30GHz以上であること。	
メモリ	4GB以上搭載すること。	
内臓HDD	実行容量が500GB以上のディスクを1基搭載すること。	
DVD装置	内蔵DVD-ROM&CD-R/RWを搭載すること。	
接続インターフェース	10/100/1000Base-t自動認識可能なLANポートを有すること。	
ポインティングデバイス	USB接続のホイール付2ボタンマウスであること。	
キーボード	JIS準拠日本語109又は109Aキーボードであること。	
電源	入力電圧AC100V、周波数50/60Hzに対応していること。	
保守	メーカーによる5年間オンサイト保守(週5日平日 9:00~17:30) HDDのメーカーへの返却不要	
ディスプレイ		
画面サイズ	17インチTFT液晶ディスプレイ以上	
解像度	SXGA:1280×1024ドット以上	
最大表示色	最大1677万色以上	
ディスプレイ保守	メーカーによる5年間保守	

③ プリンター式 (2台)

項目	内 容	備 考
プリンタ本体		
外形寸法	幅500mm以下×奥行550mm以下×高さ500mm以下(排紙トレイ及び手差しトレイは含まない。)	
印刷方式	レーザー方式	
色	モノクロ	
原稿サイズ	最大A4	
印刷速度	A4用紙で毎分30枚以上	
両面印刷	両面印刷が可能であること。	
解像度	600dpi×600dpi以上であること。	
メモリ	256MB以上を実装していること。	
給紙容量	A4用紙が合計500枚以上給紙可能であること。	
接続インターフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T自動認識可能なLANポート×1以上、USB×1以上に対応していること。	
電源	AC100Vに対応していること。	
その他		
保守	メーカーによる5年間保守(部品交換を含む。)	
環境	エコマークに適合していること。	
その他	(1) クライアントパソコン(4台)にドライバーのインストールを行い、正常に稼働するように設定すること。 なお、ドライバーについては、CD-ROM(DVD-ROMでも可)で提供すること。	
	(2) この仕様書に記載されていない事項で、機能上必要なものは装備すること。	
	(3) 外形寸法以外の項目で標準搭載していない機能等については、オプションにより対応すること。	

④ ソフトウェア

ソフトウェアに関する項目	
①サーバ及び②クライアントパソコン(4台)を効率的に機能させる下記ソフトウェアを提供するとともに、適正なインストール・設定を行うこと。	
①サーバ及び②クライアントパソコン(4台)で使用する全てのソフトウェアについては、必要なライセンスを提供するものとし、インストール用の媒体(CD-ROM(DVD-ROMでも可))を提供すること。	
① サーバ	
オペレーティングシステム	Microsoft Windows Server 2008 R2 Standard 日本語版(5クライアントアクセスライセンス) なお、会計システムの運用において不要なサービスは停止すること。
ソフトウェア	(1) Microsoft Office 2013 Professional
	(2) ARCserve Backup r16.5(なお、Oracle用のオプションをインストールすること。)
	【設定作業】 ① OracleDBダンプファイル(日単位)をディスクに自動バックアップする機能を構築すること。 ② バックアップ装置(内蔵RDX)に自動バックアップする設定を行うこと。 ③ 自動バックアップする内容は、プログラム及びOracleDBダンプファイル(日単位)をすること。 なお、バックアップの自動設定スケジュールについては、別途打合せを行い、その指示に従うこと。
	(3) Oracle StandardEdition(もしくはONE)11gR2 (初期標準をインストールすること。) なお、会計システムの構築は会計システム保守業者が行う。
	(4) ウイルス対策ソフトウェア (シマンテック、トレンドマイクロなど導入実績があるソフトウェアを選択しインストールすること。)
② クライアントパソコン	
オペレーティングシステム	Microsoft Windows 7 Professional(SP1) 32ビット
ソフトウェア	(1) Microsoft Excel 2013
	(2) ウイルス対策ソフトウェア (シマンテック、トレンドマイクロなど導入実績があるソフトウェアを選択しインストールすること。)
その他	(1) 障害復旧対策用ソフトとして、再セットアップDVD-ROM(Microsoft Windows 7 Professional(SP1) 32ビット)を提供すること。
	(2) 会計システム及びOracle StandardEdition(もしくはONE)11gR2のインストールは、会計システム保守業者が行う。
その他	
Oracle StandardEdition(もしくはONE)11gR2関連	(1) ライセンス数は5ライセンスとする。
	(2) メーカー保守(5年間)

V 入 札 書

総 額 円也(内訳(1)から(5)の計)

(内訳)(1)サーバ	一式1台(58箇月総額)	円
(2)クライアントパソコン	一式4台(58箇月総額)	円
(3)プリンタ	一式2台(58箇月総額)	円
(4)ソフトウェア	(58箇月総額)	円
(5)上記(1)～(4)に係る保守料	(58箇月総額)	円

会計システム用サーバ、クライアントパソコン、プリンタ及びソフトウェアのリース費用並びにリース物品に係る保守費用

仕様書、入札心得等を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

(備考)

入札金額は、「会計システムに係る機器の賃貸借及び保守業務」に関するリース料総額とし、内訳の58箇月総額の計と一致させること。

様式1

一般競争参加資格審査申請書(物品製造等)

平成26年12月12日入札公告に係る「会計システムに係る機器の賃貸借及び保守業務契約」の競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実を相違しないことを誓約します。

平成 年 月 日 殿

01 郵便番号 -

02 フリガナ住所

03 フリガナ商号又は名

04 フリガナ代表者氏名 (役職) (氏名)

印

05 フリガナ担当者氏名

06 電話番号

07 F A X 番号

08 希望する製造等の種

1 製造	2 販売 [a 卸売 ・ b 小売]	3 買受け [c 立木竹 ・ d その他]	4 役務提供	5 その他
------	----------------------	-------------------------	--------	-------

09 希望する営業品目等

様式1-(3)

12		直前決算 (千円)	剰余(欠損)金処分 (千円)	決算後の増減額 (千円)	合 計 (千円)			
自己 資本 本額	①	(うち外国資本) 払込資本金	/	(
	②	準備金・積立金	/)				
	③	次期繰越利益(欠損) 金	/)				
	④	計	/)				

13		流動資産 (千円)	×	100	=			(%)
経営 状況	流動 比率	流動負債 (千円)						

15					
営業 年数 等	① 創業	② 休業又は転(廃)業の期間	③ 現組織へ の変更	④ 営業年数 (年)	
	年 月 日		年 月 日		

16					
常勤職員の数 (人)					
うち役員等					

17				
設備 の額 (千円)	① 機 械 装 置 類	② 運 搬 器 具	③ 工 具 そ の 他	④ 合 計
18	主要整備の規模			

様式1-(4)

営業所名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号			
			市外局番	市内局番	番	号
()	—					
()	—					
()	—					
()	—					
()	—					
()	—					
()	—					
()	—					
()	—					
()	—					
()	—					

記載要領

- 1 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 2 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。